

企業局料金改定に関する資料



沖縄県企業局



目次

1	はじめに	1
2	料金改定にあたっての基本的事項（原価の算定方法と算定期間）	2
3	前回改定時の総括原価と今回の総括原価の比較	3
4	今回の改定における総括原価（前回改定時との比較）	4
5	今回算定期間の総括原価年度別内訳	5
6	今回算定期間の資本的収支の補てん必要額	6
7	資本的収支と収益的収支の考え方	7
8	改定料金（案）について	8
9	企業局水道料金段階的改定案	9
参考資料	1 厚生労働省からの通知	10
〃	2 企業局の動力費及び電力原単位	11
〃	3～6 企業局の事業環境と料金改定の背景	12～15
〃	7 今回算定期間の総括原価年平均内訳	16
〃	8 主な増加費用項目	17
〃	9～12 経営合理化による経費削減額	18～21
〃	13 決算の概要と見込み（料金改定なしの場合）	22
〃	14～15 料金改定後の財政見通し	23～24
〃	16 企業局水道料金の推移	25
〃	17 受水事業者からの意見（令和5年9月28日説明会）	26
〃	18 経営評価委員会意見	27
〃	19 電気料金高騰に係る国への要請状況	28
〃	20 電気料金高騰に係る県の支援	29
〃	21 水道広域化に係る県の支援	30
〃	22 改定料金（案）について	31

1 はじめに

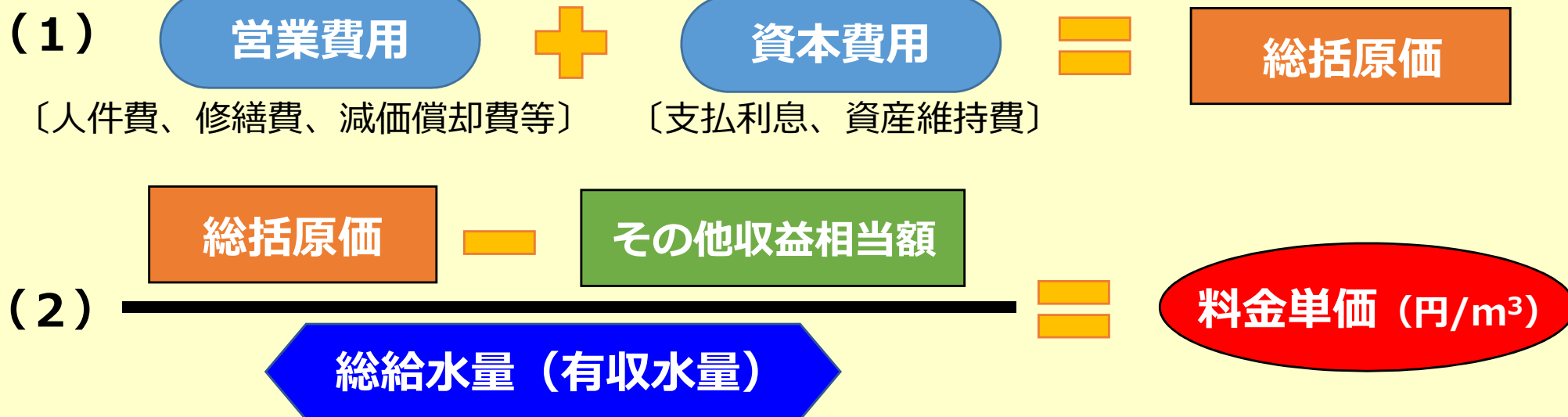
- 沖縄県企業局は、平成5年度の料金改定以降、約30年にわたって経営の合理化、経費削減などに取り組み、料金を維持しつつ、県民生活や産業活動を支えるライフラインとして、安全な水の安定供給に努めてまいりました。
- 一方、企業局の多くの施設は老朽化が進行しており、これらの施設の計画的な更新、東日本大震災の経験等を踏まえた災害に強い水道の構築及び本県水道のユニバーサルサービスの向上に向けた水道広域化の推進など、新たな課題や高度化・多様化する県民ニーズに適切に対応する必要があります。
- 今後、給水収益が伸び悩む一方、老朽化施設の更新や水道広域化に係る施設整備に伴う費用の増に加え、電気料金の上昇も相まって、経営状況の急激な悪化が見込まれ、現状のままでは老朽化の進行により、故障等の頻発・重大化を招くことが懸念され、安定給水に支障を来す可能性があります。
- 企業局では、これらの事業環境の変化に対応し、水道用水の安定供給を継続していくため、受水事業者、県民の皆様及び県経済にご負担をおかけすることになりますが、企業局水道料金の見直しをさせていただきたいと考えております。

2 料金改定にあたっての基本的事項（原価の算定方法と算定期間）

- **企業局水道料金の算定方法は**、地方公営企業法第21条第2項及び水道法施行規則第12条第1号に基づき、**総括原価方式**^{※1}とする。
- **料金算定期間は**、水道法施行規則第12条第2号及び水道料金算定要領に基づき、**4年（令和6～9年度）**とする。

※1・総括原価方式とは、水道料金に求められる「適正な原価」を算出するために、財政計画から営業費用及び支払利息を計上し、水道事業の「健全な運営を確保」できるよう、施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用（資産維持費^{※2}）も算出・計上するものである。

- ・企業局では、これらの費用を合わせた総括原価を算定、総括原価を総給水量で割戻し、料金改定（案）を算出する。



※2：資産維持費の定義は平成30年改正水道法において定められた。（参考資料1）

3 前回改定時の総括原価と今回の総括原価の比較（算定期間の年平均額）

(千円・%)

項目	No.	名称	前回原価(H5~H7)		今回原価(R6~R9)			増減額 (C=B-A)	増減率 (D=C/A)
			金額 (A)	割合	金額 (B)	うち広域化分	割合		
営業 費用	1	動力費	2,404,596	15.6%	4,078,358	92,289	20.6%	1,673,762	69.6%
	2	減価償却費	2,457,883	15.9%	3,340,132	174,411	16.8%	882,249	35.9%
	3	修繕費等	1,186,118	7.7%	1,468,009	29,822	7.4%	281,891	23.8%
	4	負担金	865,009	5.6%	1,569,969	175	7.9%	704,960	81.5%
	5	交付金	656,455	4.2%	1,504,138	0	7.6%	847,683	129.1%
	6	薬品費	508,001	3.3%	592,913	30,304	3.0%	84,912	16.7%
	7	委託料	0	(0.0%)	(566,546)	(76,689)	(2.9%)	(566,546)	(皆増)
			735,704	4.8%	1,589,218	157,859	8.0%	853,514	116.0%
	8	人件費	3,119,335	20.2%	1,852,645	51,434	9.3%	-1,266,690	-40.6%
	9	その他	641,995	4.2%	1,038,241	19,082	5.2%	396,246	61.7%
	10	小計	12,575,097	81.4%	17,033,624	555,375	85.9%	4,458,527	35.5%
資本 費用	11	支払利息	2,879,379	18.6%	698,592	34,611	3.5%	-2,180,787	-75.7%
	12	資産維持費	0	0.0%	2,096,306	-	10.6%	2,096,306	(皆増)
	13	小計	2,879,379	18.6%	2,794,898	34,611	14.1%	-84,481	-2.9%
総括原価	14	合計	15,454,476	100.0%	19,828,522	589,987	100.0%	4,374,046	28.3%

※動力費に係る電気料金は令和5年12月の単価が継続していくものと見込んだ。

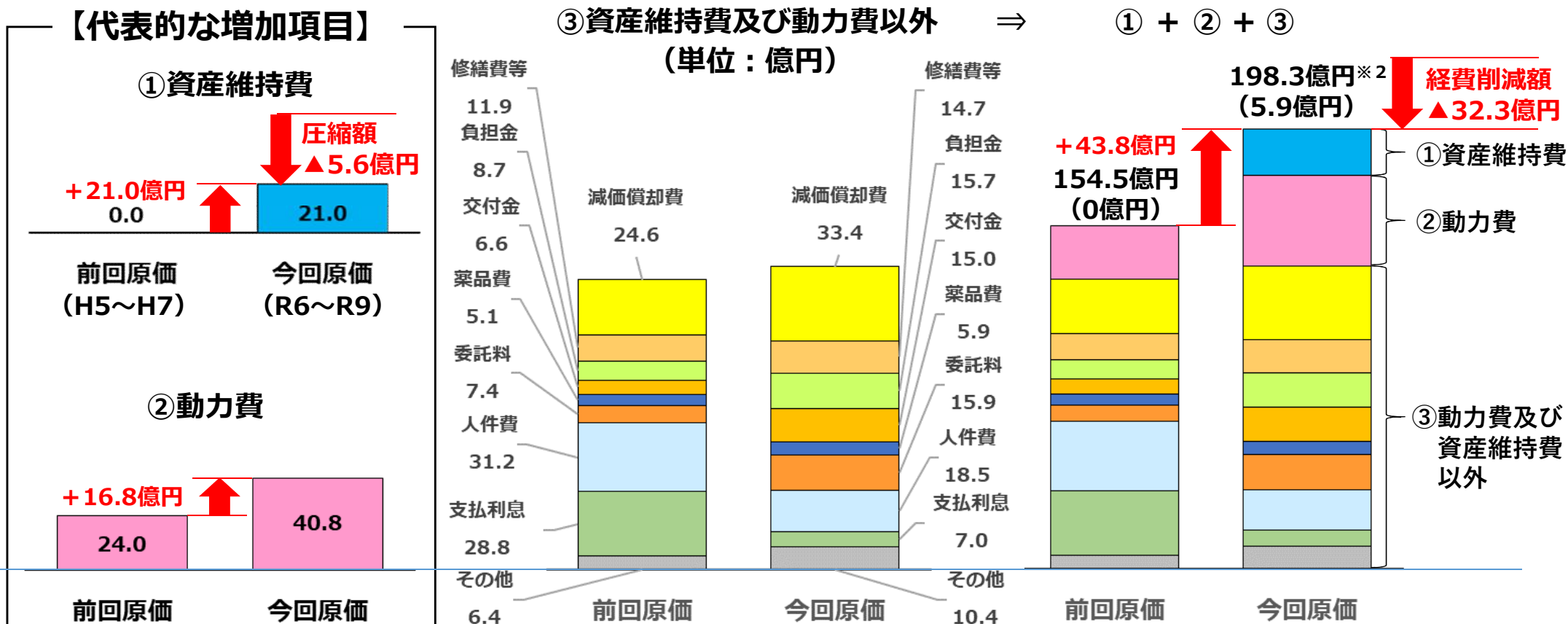
※委託料の上段()書きは、委託料のうち、浄水場等運転管理業務に係るもの

※端数処理により内訳と計は必ずしも一致しない

※減価償却費は、長期前受金戻入相当分を差し引いた額（次頁以降同じ）

4 今回の改定における総括原価（前回改定時と今回改定時の算定期間比較（年平均））

- 今回原価は、必要な資産維持費、動力費の増加等により、+43.8億円となる見込み
 - うち・資産維持費の計上により、+21.0億円（他財源（企業債）の確保により5.6億円圧縮）
 - ・動力費は電気料金の上昇により、+16.8億円
 - ・水道広域化の実施に伴う費用は、5.9億円
- 減価償却費※1、修繕費等、負担金、交付金、薬品費及び委託料は前回原価から増額、また、人件費及び企業債支払利息は減額となる見込み
- 経営合理化により年間32.3億円の低減を織り込んでいる



※1：今回原価の減価償却費は、長期前受金戻入相当額を差し引いた額

※2：合計額の（）内は水道広域化（本島周辺離島8村への水道用水供給）に係る費用

※3：端数処理により内訳と計は必ずしも一致しない

※4：総括原価の内訳は、参考資料7参照

5 今回算定期間の総括原価年度別内訳

(千円)

項目	No.	名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	平均
営業費用	1	動力費	4,012,435	4,085,267	4,098,023	4,117,708	16,313,433	4,078,358
	2	減価償却費	3,417,846	3,250,878	3,304,067	3,387,736	13,360,527	3,340,132
	3	修繕費等	1,468,009	1,468,009	1,468,009	1,468,009	5,872,036	1,468,009
	4	負担金	1,569,969	1,569,969	1,569,969	1,569,969	6,279,877	1,569,969
	5	交付金	1,540,860	1,506,101	1,501,707	1,467,885	6,016,553	1,504,138
	6	薬品費	588,389	592,200	594,215	596,847	2,371,651	592,913
	7	委託料	(539,332) 1,523,521	(569,871) 1,600,705	(578,491) 1,616,323	(578,491) 1,616,323	(2,266,184) 6,356,872	(566,546) 1,589,218
	8	人件費	1,908,872	1,860,817	1,833,040	1,807,851	7,410,580	1,852,645
	9	その他	848,768	1,076,523	1,101,341	1,126,333	4,152,965	1,038,241
	10	小計	16,878,669	17,010,470	17,086,694	17,158,661	68,134,494	17,033,624
資本費用	11	支払利息	713,217	681,229	698,789	701,134	2,794,370	698,592
	12	資産維持費	-9,056	1,730,802	3,310,575	3,352,903	8,385,224	2,096,306
	13	小計	704,161	2,412,031	4,009,364	4,054,038	11,179,594	2,794,898
総括原価	14	合計	17,582,830	19,422,501	21,096,058	21,212,699	79,314,088	19,828,522

※委託料の上段()書きは、委託料のうち、浄水場等運転管理業務に係るもの

※端数処理により内訳と計は必ずしも一致しない

6 今回算定期間の資本的収支の補てん必要額

(千円)

項目	No.	名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	平均
収入	1	企業債	2,699,974	5,799,919	4,399,961	4,269,947	17,169,801	4,292,450
	2	他会計補助金	256,935	263,243	204,779	150,824	875,781	218,945
	3	国庫補助金	6,300,000	6,300,000	6,300,000	6,300,000	25,200,000	6,300,000
	4	小計 (A)	9,256,909	12,363,162	10,904,740	10,720,771	43,245,582	10,811,396
支出	5	建設改良費	9,656,316	14,655,614	15,155,497	15,656,531	55,123,959	13,780,990
	6	企業債償還金	3,762,983	3,676,000	3,617,042	3,451,646	14,507,671	3,626,918
	7	小計 (B)	13,419,299	18,331,614	18,772,540	19,108,176	69,631,630	17,407,907
不足額	8	補てん必要額 (C=B-A)	4,162,390	5,968,452	7,867,800	8,387,405	26,386,048	6,596,512

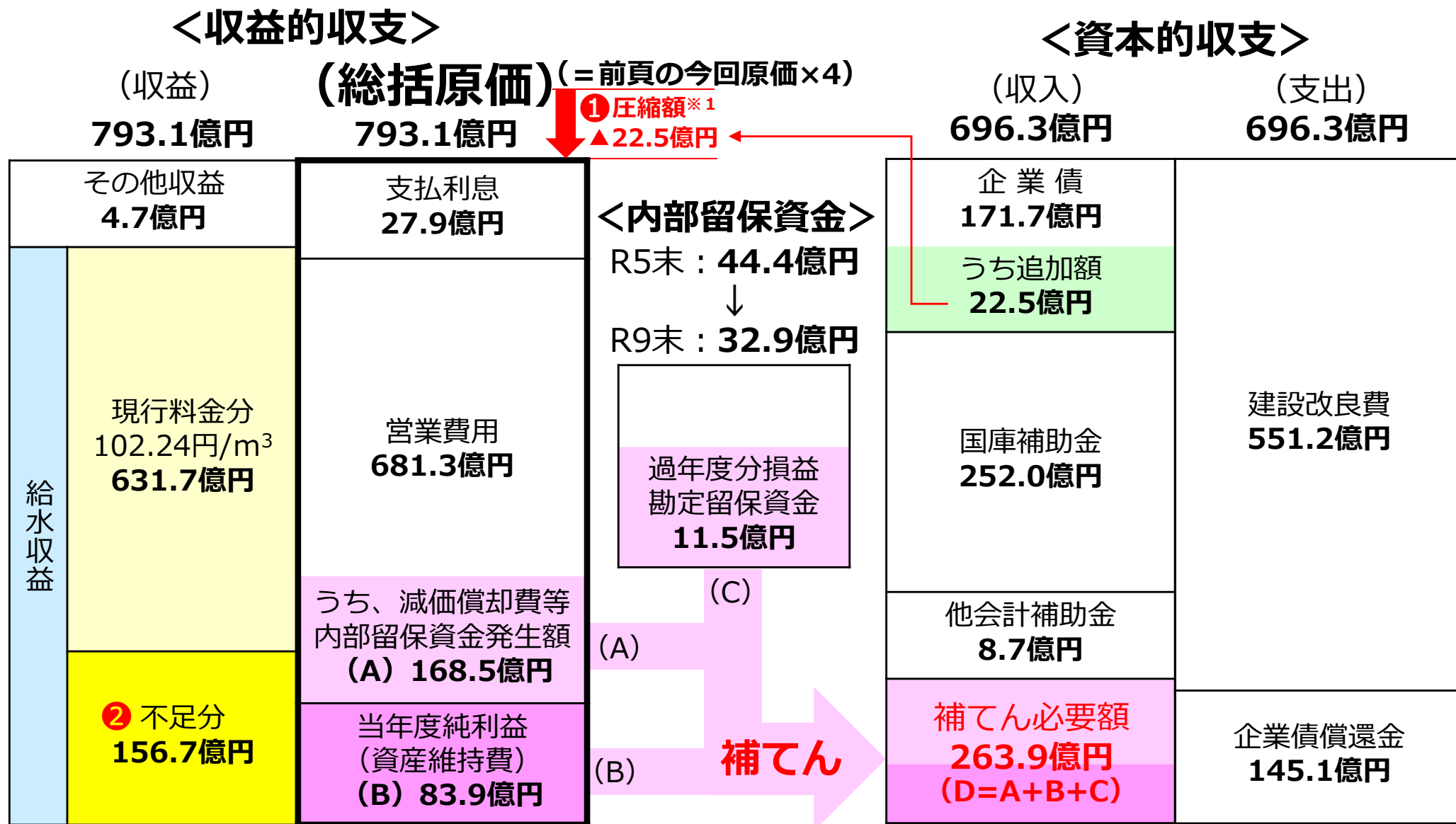
※建設改良費は所要額（173億円/年）の8割（137.8億円/年）にした。

※国庫補助金は、R3~R5の平均額を見込んだ。

※端数処理により内訳と計は必ずしも一致しない

7 資本的収支と収益的収支の考え方

○ 算定期間（R6～R9）における資本的収支、収益的収支の総額の内訳



※1：圧縮額は、企業債充当により、総括原価（資産維持費）を圧縮した額

※2：記載内容以外に、修繕引当金（約23.2億円）を有しており、全額を粒状活性炭取替費用（石川・北谷浄水場）の財源とする予定である。

8 改定料金（案）について

○ 各改定額によるシミュレーション

改定時期	改定額(案)	収入不足額※1	企業債 追加充当額	給水量※2	R9期末 内部留保資金
	(A) [円/m ³]	(B) [億円]	(C) [億円]	(D) [億m ³]	(E) [億円]
R6.4 (当初改定額案)	+29.00	179.2	0	6.178	32.9
R6.10	+33.15			5.406	
【1回目】 R6.10 (今回改定額案)	+23.00	146.8※3	+22.5	5.406	32.9
【2回目】 R8.4	+10.46※4	32.4	0	3.101	

※1：収入不足額は、前頁の①+②

※2：給水量は、改定時期からR10.3までの給水量

※3：令和9年度期末内部留保資金が枯渇しない程度の不足額

※4：10.46[円/m³] = 32.4 (B) / 3.101(D)

- 改定額（案）は、企業債を充当のうえ、令和9年度末において、内部留保資金が枯渇しない水準（23.00円/m³）とした。
- この場合、令和9年度以降の企業債償還額を確保できないなど、事業運営が困難となる。
- そのため、令和8年4月に10.46円/m³の料金改定が必要となる。

※端数処理により、計算が合わない場合がある

9 企業局水道料金段階的改定案

項目	区分	段階的改定案（1回目）	当初説明案（R6.4改定）
1 実施時期		R6.10.1	R6.4.1
2 改定料金	(円/m ³)	125.24	130数円
3 改定額	(円/m ³)	+23.00	+30数円
4 改定率	(%) (全て税抜き)	+22.50	3割程度

- 改定料金（案）については、当初、3割程度（R6.4施行）と想定していたが、受水事業体からの時期の延期、改定幅の圧縮及び段階的改定等のご要望があることから、見直しを行った。
 - ・ 時 期：令和6年10月（半年先送り）
 - ・ 改 定 幅：改定額を圧縮（10円/m³程度圧縮）
 - ・ 段階的改定：2段階（1回目：R6.10、2回目：R8.4）
- 2回目の改定については、令和8年度4月1日に10.46[円/m³]を予定している。
- 引き続き、国庫補助金等の財源確保や経営合理化による経費縮減に取り組んでいく。
- 今回の料金算定期間（R6～R9）以降、概ね4年ごとに、適正な料金水準について検討・改定していきたいと考えている。

水道料金の設定・見直しに関する規定

別紙2

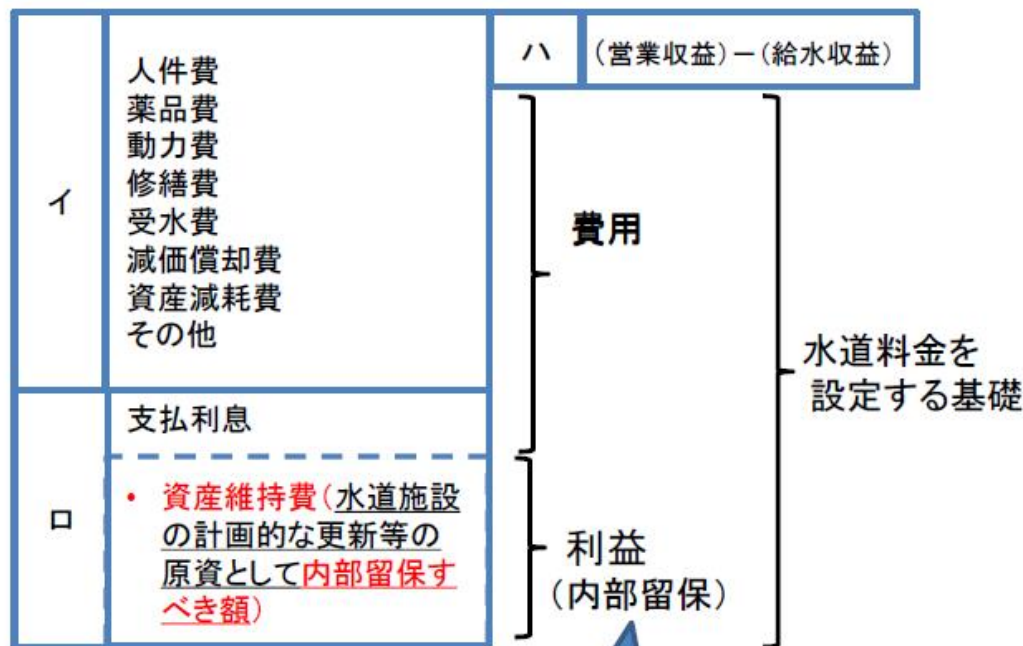
平成30年水道法改正により、水道料金の設定・見直しに関する規定も改正された。

水道法施行規則第12条(供給規程)

一 **料金が**、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ**明確な根拠に基づき設定されたもの**であること。

二 第十七条の四第一項の試算を行った場合（**水道施設の更新を含む長期的な収支の試算**）にあつては、前号イから八までに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。

三 **料金が**、3～5年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。



資産維持費:

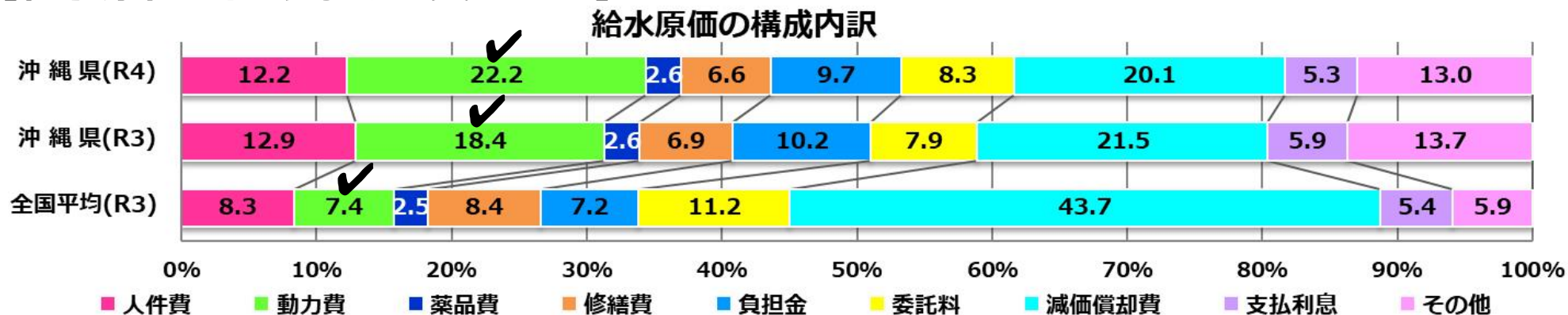
日本水道協会の「水道料金算定要領」には、**対象資産^(※)に対して3%**を標準として計上するとされている。

(※対象資産:将来的に維持すべきと判断される償却資産)

損益計算書の「当年度純利益」に計上

参考資料2 企業局の動力費及び電力原単位

【給水原価に占める動力費の割合】

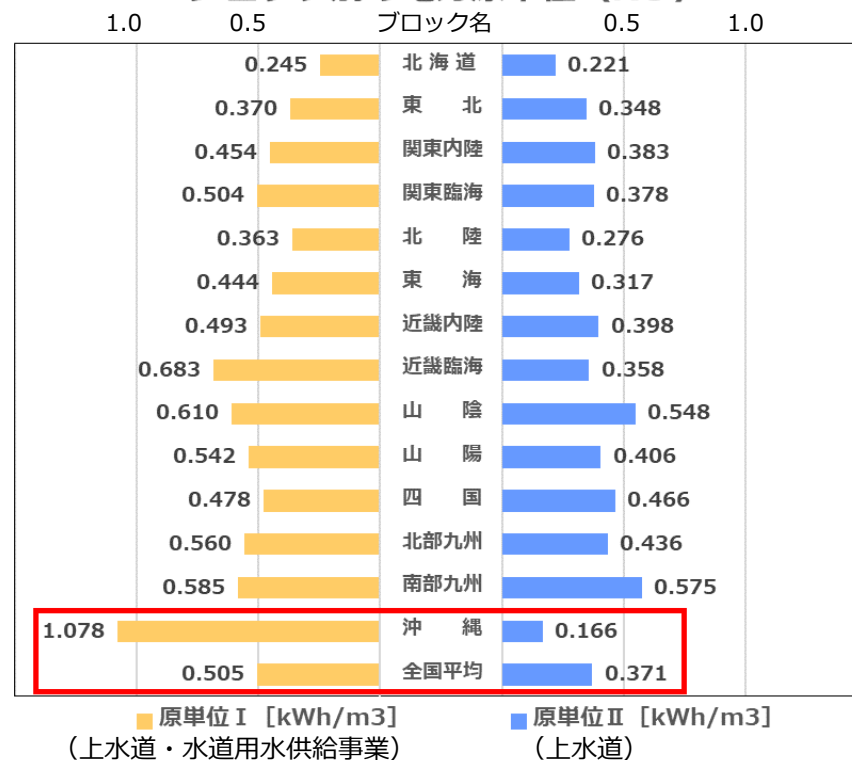


- 令和3年度の給水原価に占める動力費の割合は約19%となっており、全国平均と比較すると動力費の割合が高く（全国の約2.6倍）なっている。
- 令和4年度の上記割合は、約22%となっている。

【電力原単位（給水量1m³当たり電力使用量）】

- 令和3年度の沖縄県の上水道及び水道用水供給事業を合わせた電力原単位は全国平均と比較すると高い水準（全国の約2.1倍）となっている。
- 一方、上水道事業のみの原単位は全国平均の約1/2となっている。

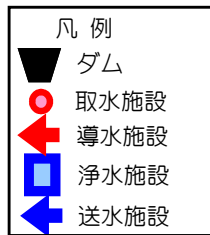
ブロック別の電力原単位（R3）



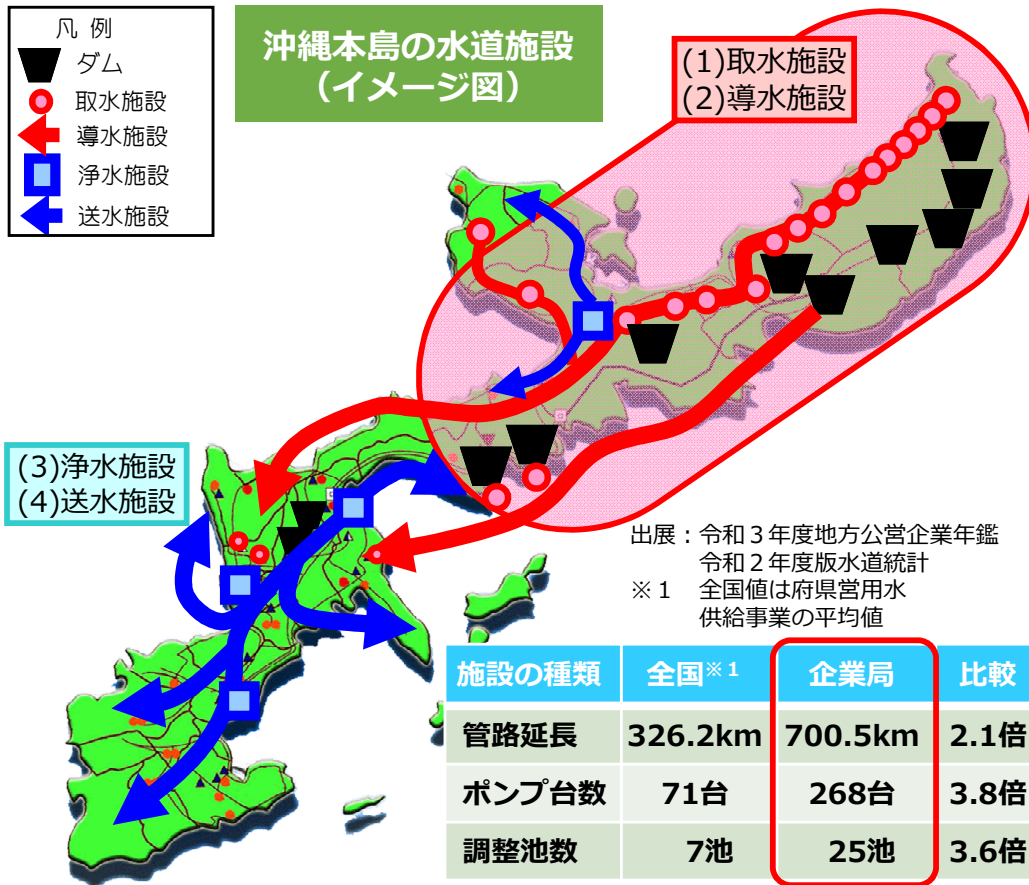
※出典：水道統計の経年分析（令和3年度） 日本水道協会 雑誌

(1) 沖縄本島

沖縄本島は南北に細長く、北部の水源地と中南部の消費地が遠く離れており、河川の規模も小さい。



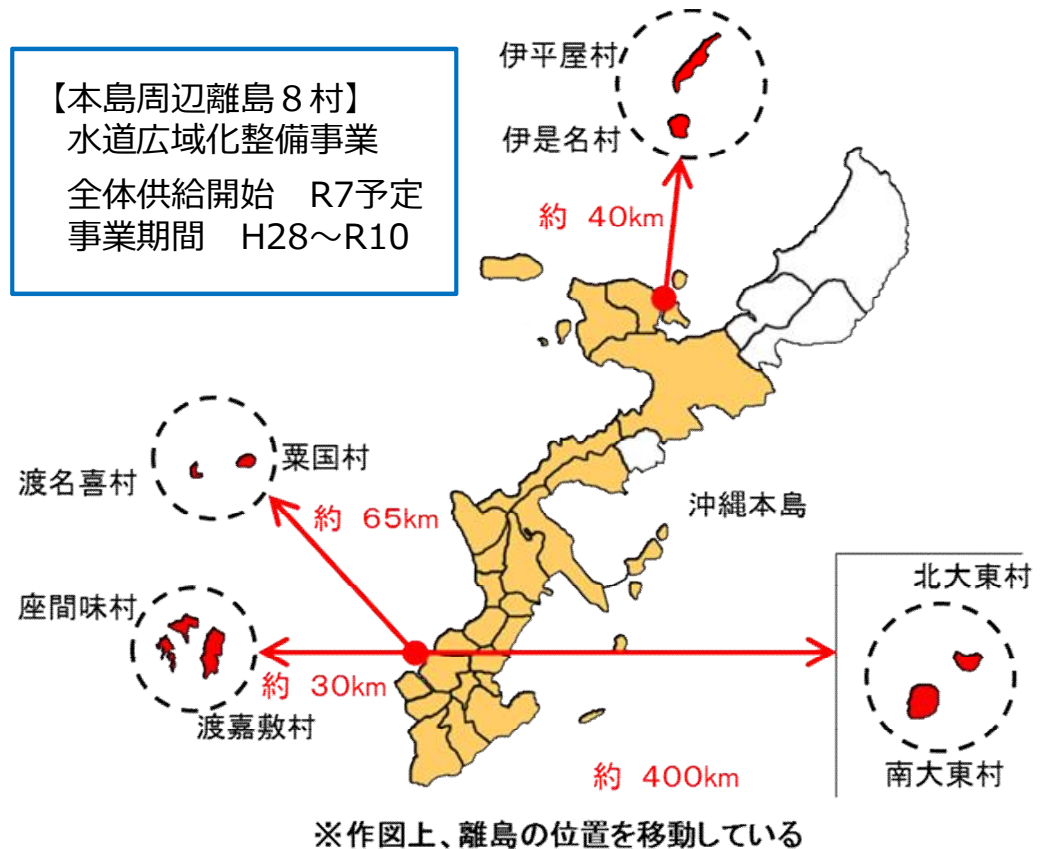
沖縄本島の水道施設
(イメージ図)



(2) 沖縄本島周辺離島

小規模であり、良質な水源が乏しく、海水淡水化施設による水処理が必要など、高コスト構造となっている。

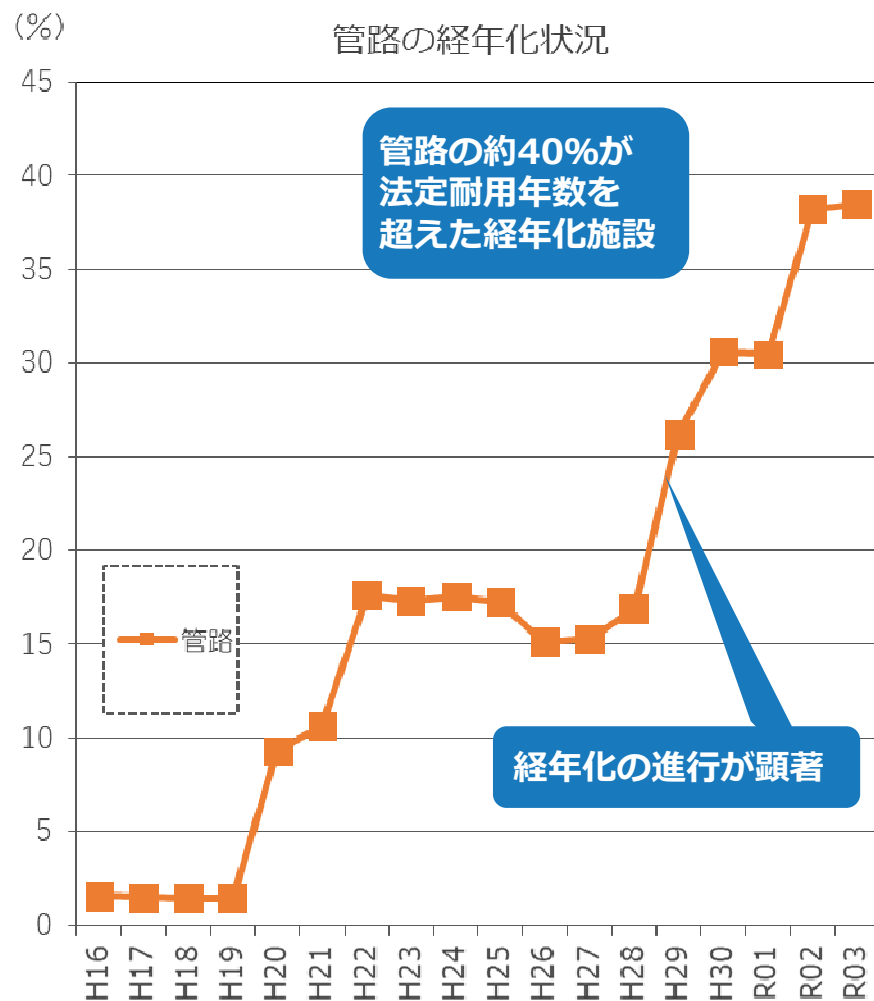
【本島周辺離島8村】
水道広域化整備事業
全体供給開始 R7予定
事業期間 H28～R10



- 導送水管などの管路が長く、増圧ポンプ場や調整池など、多くの水道施設が設置されている。
- 小規模な水源から水を確保するため、河川水や地下水から取水するためのポンプ場が多い。
- 給水原価に占める動力費の割合が高い。

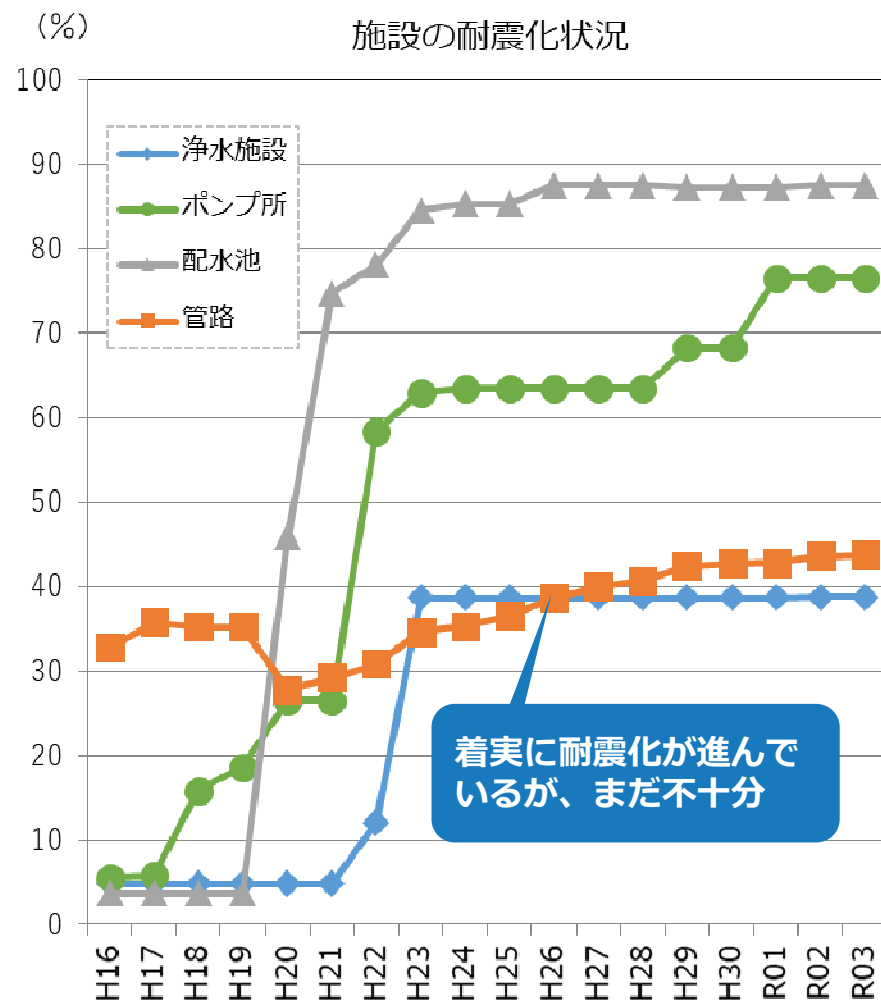
(1) 経年化状況

法定耐用年数を超過した施設の割合



(2) 耐震化状況

耐震対策の施されている施設の割合



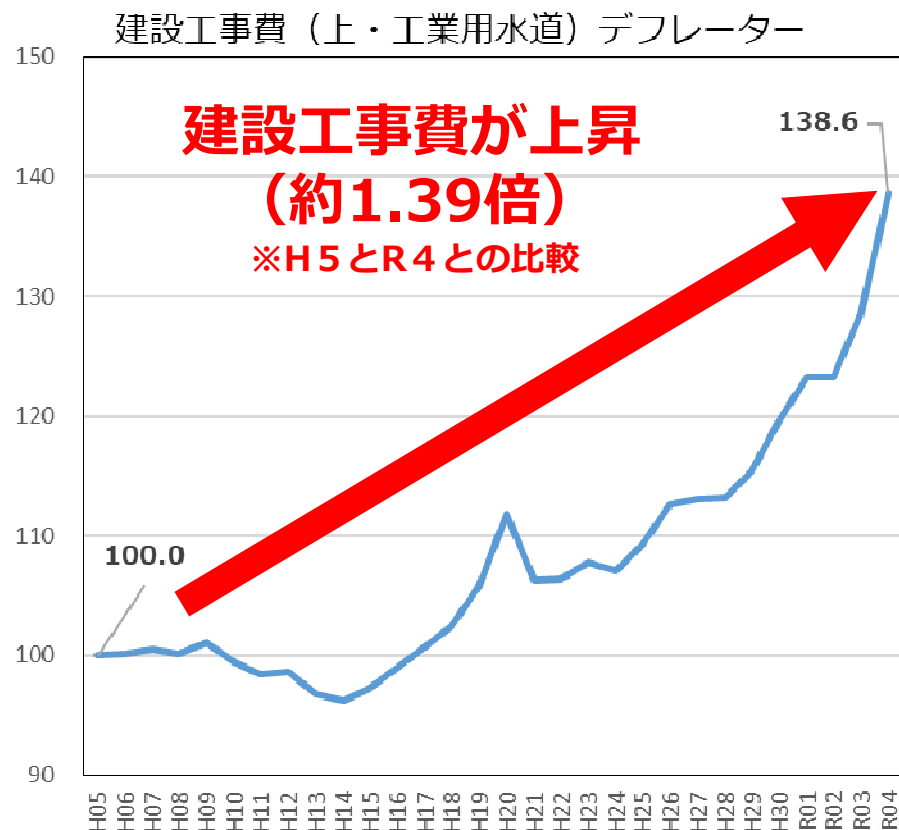
老朽化した施設の計画的な更新・耐震対策の加速が必要

(1) 建設工事費

建設工事費デフレーター推移

(平成5年度～令和4年度)

※当時の取得価を現在の実勢価格へ補正する際に用いる指標
 ※平成5年度(88.4)を100に割戻し算定



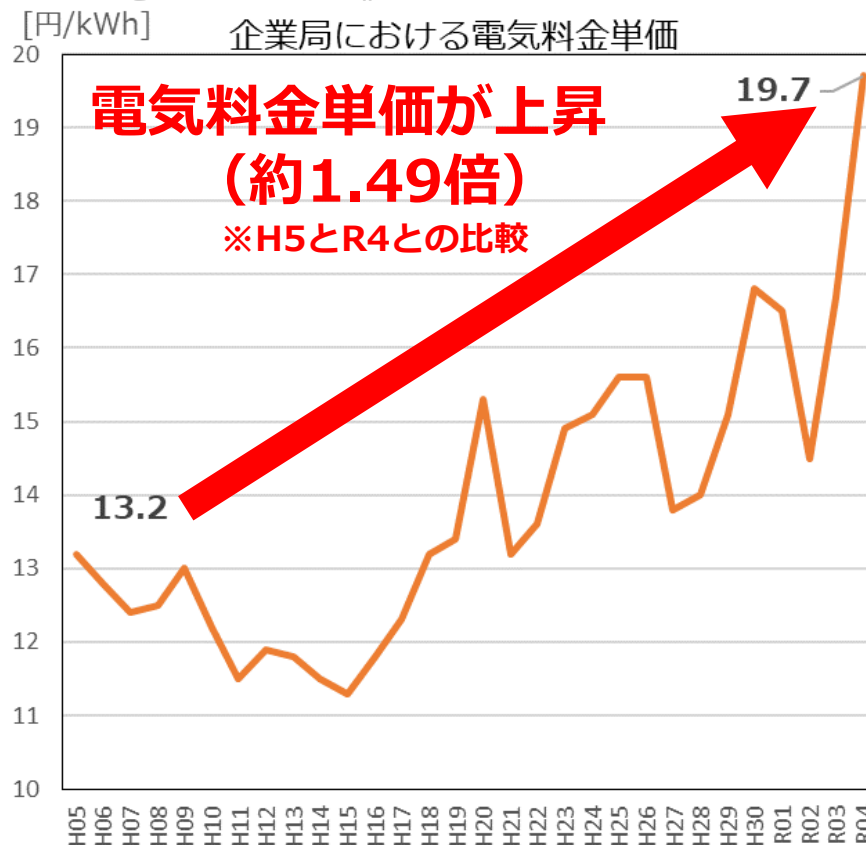
出典：建設工事費デフレーター(2015年度基準)
 (令和5年5月 国土交通省)

(2) 電気料金

電気料金単価の推移

(平成5年度～令和4年度)

※各年度の企業局施設における総電気料金を総使用電力量で除した値



※R5の沖縄電力の電気料金改定に伴い、
 更なる上昇が見込まれます。

参考資料6 企業局の事業環境と料金改定の背景 – 物価高騰による影響 –

(1) 建設工事費

水道施設の計画的な整備・更新を進めるため、今後の建設改良事業費（1年あたりの平均的な金額）を見直し

資産	取得額	更新間隔
設備 (電気・機械)	約1,500億円	20～25年
構造物 (土木・建築)	約1,500億円	50～60年
管路	約2,000億円	40～80年
合計	約5,000億円	-

設備(電気・機械)・構造物(土木・建築)

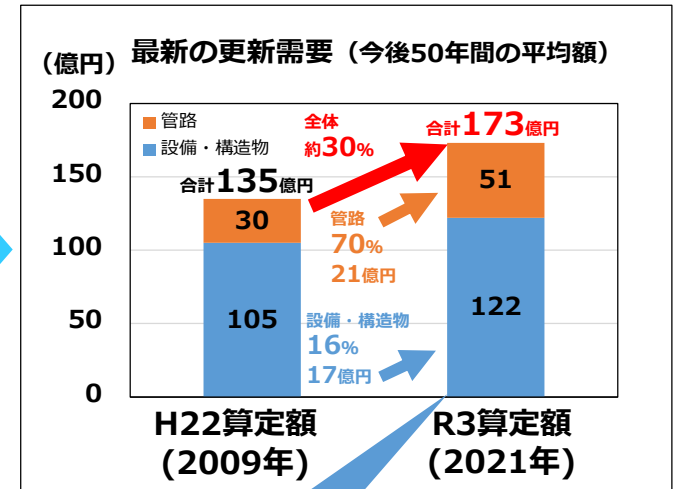
⇒最新の建設工事費デフレーター
(国土交通省)を用いる

再計算

<厚生労働省の手引きに基づく算定方法>

管路

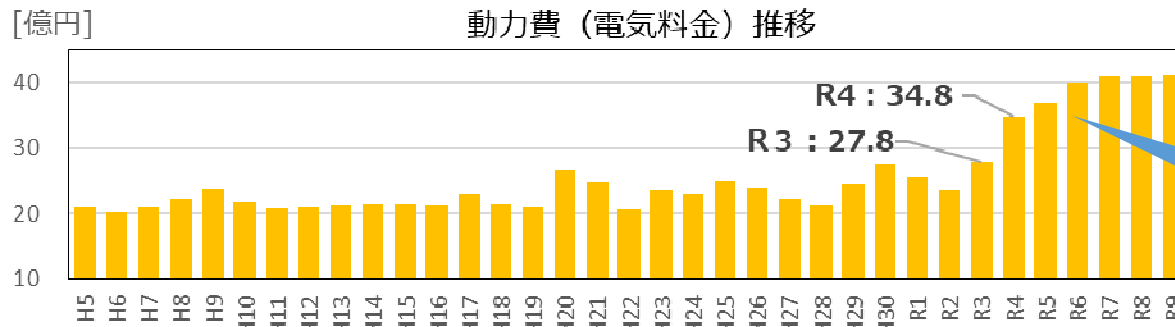
⇒布設単価(企業局における近年の
布設単価実績や基本設計額)を設定



今後の建設改良事業費は、173億円/年(沖縄本島)：令和3年度算定
⇒過去の算定額(135億円)と比べて38億円(約30%)上昇

今回の改定では、建設改良事業費を工事の発注・進捗状況等を勘案し、段階的に173億円/年に増額していくこととし、料金算定期間(R6～R9)の事業費を約138億円/年とした。

(2) 電気料金

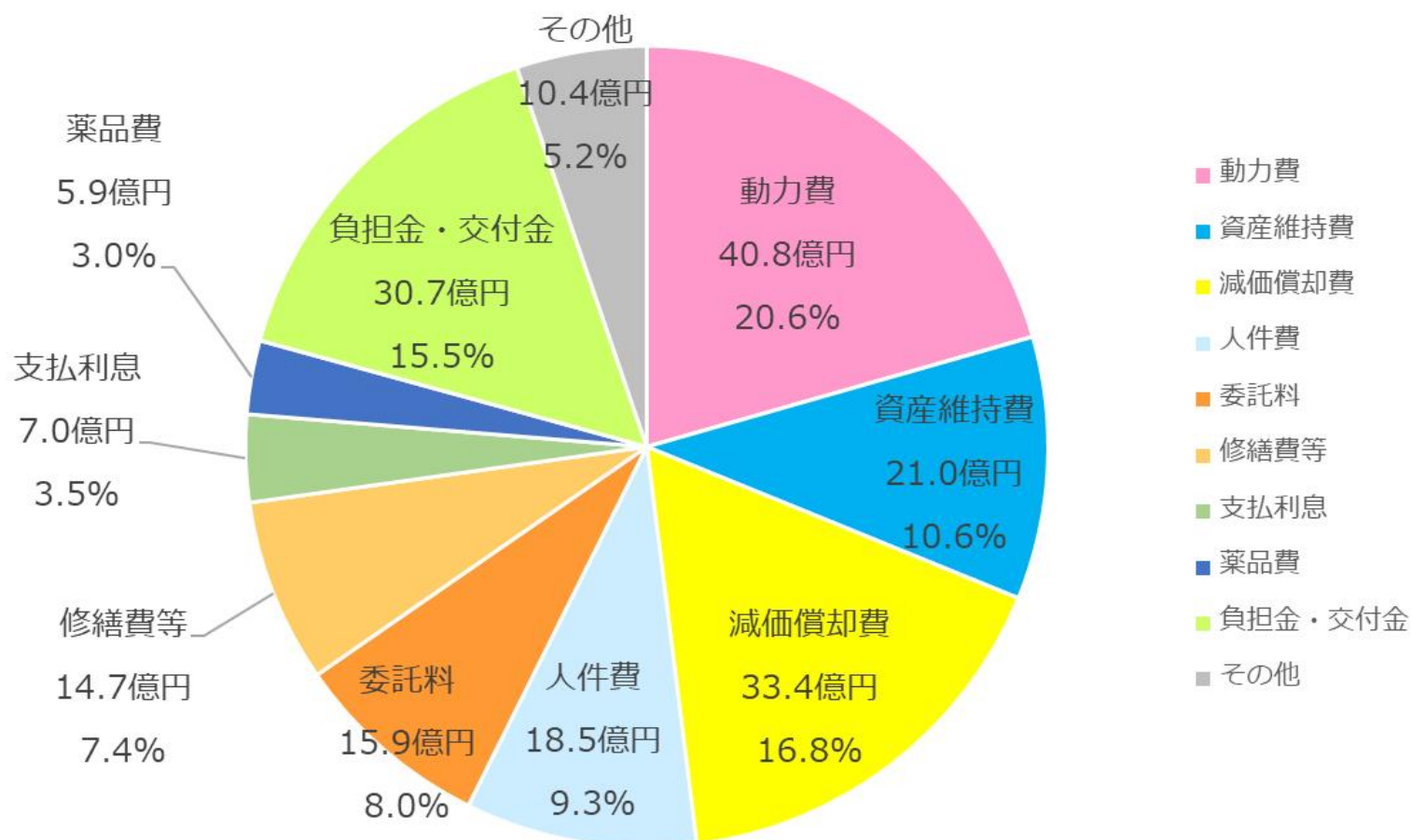


動力費(電気料金)において
令和6年度以降は約41億円
程度で推移する見込み
⇒令和4年度から約6億円上昇
令和3年度から約13億円 "

参考資料7 今回算定期間の総括原価年平均内訳

- 今回の料金改定において、料金の算定期間の原価（R6～R9の年平均：198.3億円）のうち、動力費（40.8億円）が占める割合は、20.6%、資産維持費（21.0億円）が占める割合は、10.6%、減価償却費（33.4億円）が占める割合は16.8%

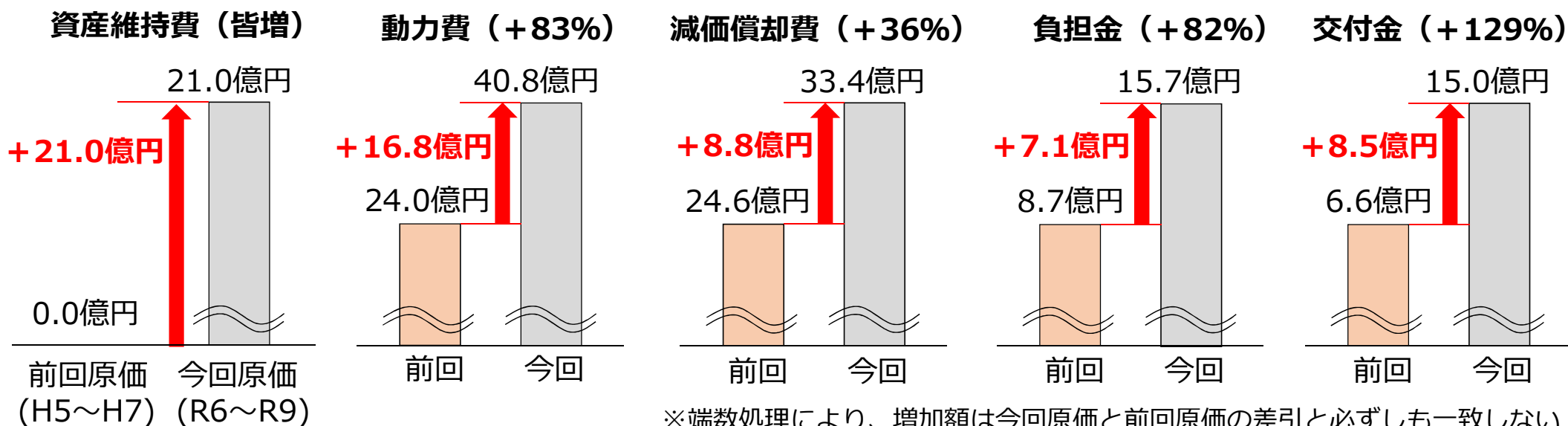
算定期間内（R6～R9の年平均）の内訳



※端数処理により内訳と計は必ずしも一致しない

参考資料 8 主な増加費用項目

- 資産維持費の計上により、約21.0億円の増額（他財源（企業債）の確保により5.6億円圧縮）
- 動力費は、電気料金の上昇に伴い、約16.8億円の増額
- 減価償却費（長期前受金戻入相当額を除く）は、施設整備の進展に伴い、約8.8億円の増額
- 負担金は、国ダムの開発が進み維持管理負担金※¹が増加したことに伴い、約7.1億円の増額
- 交付金は、国有資産等所在市町村交付金※²及びダム納付金※³の増加に伴い、約8.5億円の増額



※ 1 : **ダム維持管理負担金（根拠法：特定多目的ダム法第33条）**

多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるため、ダム使用者が応分の負担をするもの

※ 2 : **国有資産等所在市町村交付金（根拠法：国有資産等所在市町村交付金法第2条）**

固定資産税を課することができない国または地方公共団体が所有する固定資産について、その資産の所有する市町村に固定資産税に代わるものとして、市町村交付金を交付するもの

※ 3 : **ダム納付金（根拠法：特定多目的ダム法第35条）**

国が管理するダムを利用する企業局が、建設費の負担割合に応じ、固定資産税に相当する額を国へ納付のうえ、国がまとめて市町村へ交付するもの

参考資料9 経営合理化による経費削減額

- 前回改定（H5）以降、約30年間にわたって定員管理の適正化及び動力費等の低減など各種施策を推進し、経費縮減に取り組んできた。
- 改定案に係る原価の算定にあたっては、これらの取組による効果（▲32.3億円）が、継続するものとして織り込んだ。
 - ・ 人件費等については、定員管理の適正化等により7.8億円を低減
 - ・ 支払利息については、企業債の借入抑制、繰上償還により21.8億円を低減
 - ・ 動力費については、省エネルギー対策の推進等により2.7億円を低減

項目	取り組み内容	効率化額
定員管理関連 (人件費等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員管理適正化による職員定数削減による人件費縮減（▲12.7億円） ・ 本島運転管理委託料増額（+4.9億円） 	▲ 7.8億円
支払利息	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業債の借入抑制、繰上償還による支払利息軽減 	▲21.8億円
運転管理効率化関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理効率化、省エネルギー対策の推進及び小水力発電の導入による動力費の低減 	▲ 2.7億円
合計		▲32.3億円

※詳細は、参考資料10～12参照

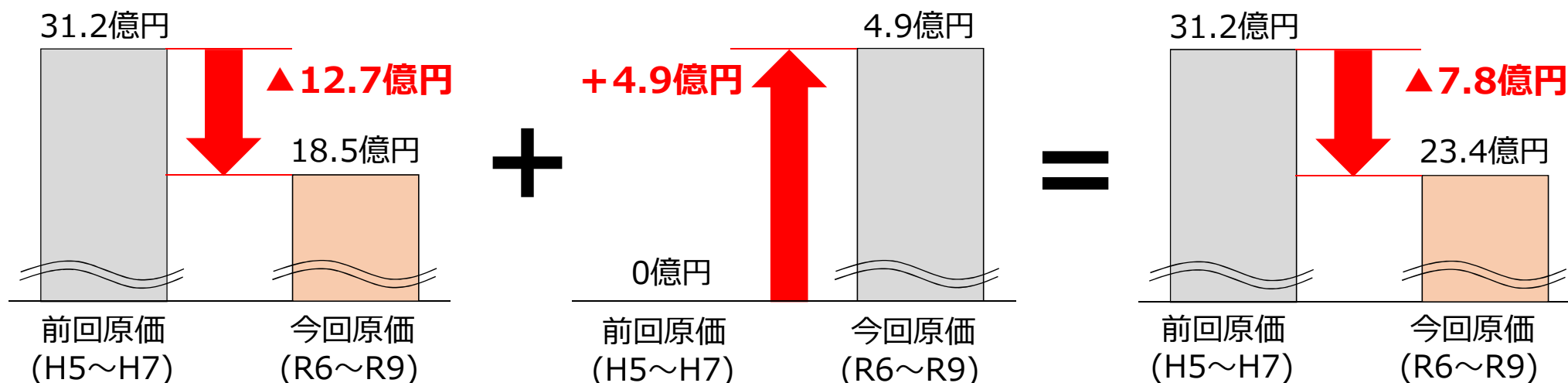
参考資料10 経営合理化による経費削減詳細（定員管理関連）

- これまで組織のスリム化、浄水場等の運転管理委託及び取水施設の無人化などによる定員の削減を図ってきたことにより、人件費は約12.7億円の減額
- 一方、浄水場等の運転管理委託などにより、約4.9億円の増額
- 人件費と運転管理委託料を相殺すると、約7.8億円の低減

① 人件費（▲41%）

② 本島分運転管理委託料（皆増）

① + ② 縮減費（▲25%）



※職員定数（資本勘定所属職員等除く）

前回：289人



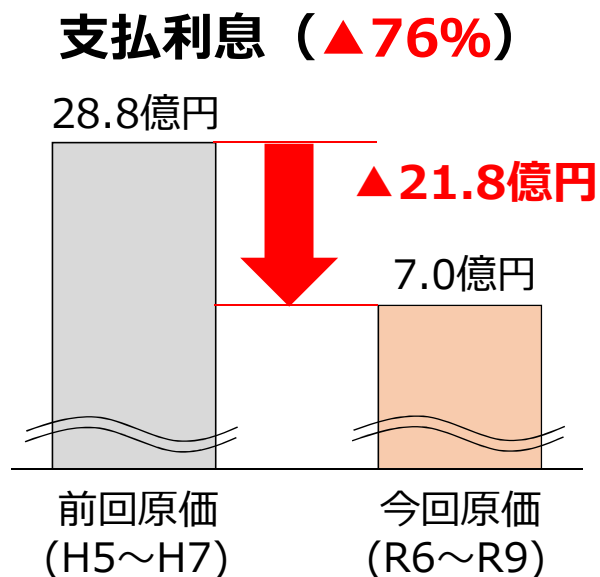
今回：205人
（▲29%）

※今回原価に係る運転管理委託施設

- ・久志浄水場（H28）
 - ・名護浄水場（H22）
 - ・石川浄水場（H23）
 - ・川崎取水ポンプ場（H17）
 - ・海水淡水化センター（H18）
 - ・西原浄水場（H27）
- （ ）は、委託開始年度

参考資料11 経営合理化による経費削減詳細（企業債支払利息）

- 企業債借り入れによる支払利息については、繰上償還による支払利息軽減、企業債の借入抑制及び利率の低下により、約21.8億円の減額

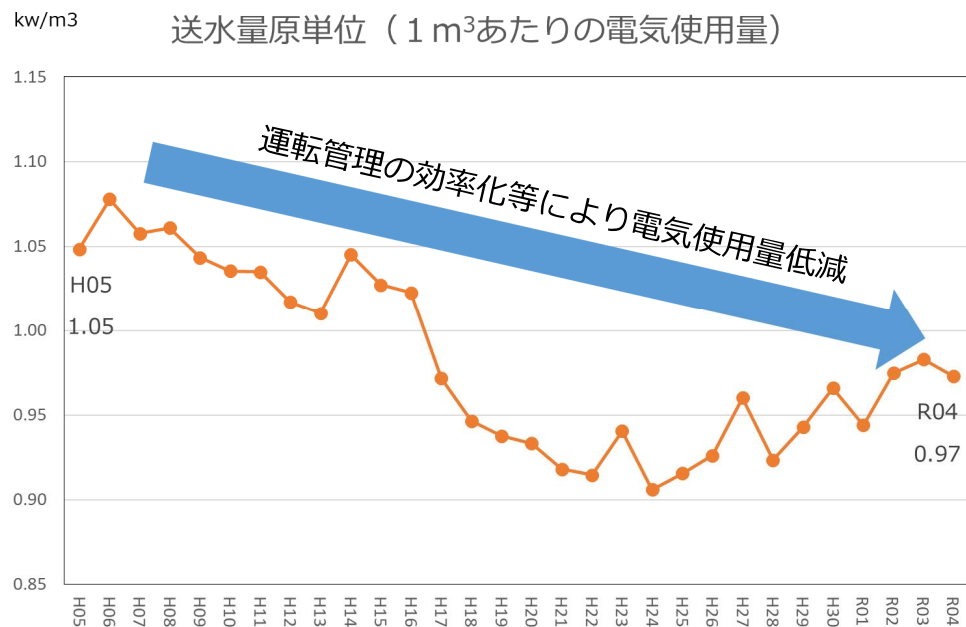


- 企業債の繰上償還（H19）
約21.2億円の企業債を繰上償還し、高利率企業債の圧縮（7%以上の全額返済）や支払利息の軽減を行った
- 企業債の借入抑制（H22~）
企業債の効率的・効果的なあり方の検討を行い、借入の抑制を行った
- 利率の低下
前回算定時：6.65% → 今回算定時：1.4%

企業債元利償還金の将来負担分縮減

参考資料12 経営合理化による経費削減額（運転管理効率化関連）

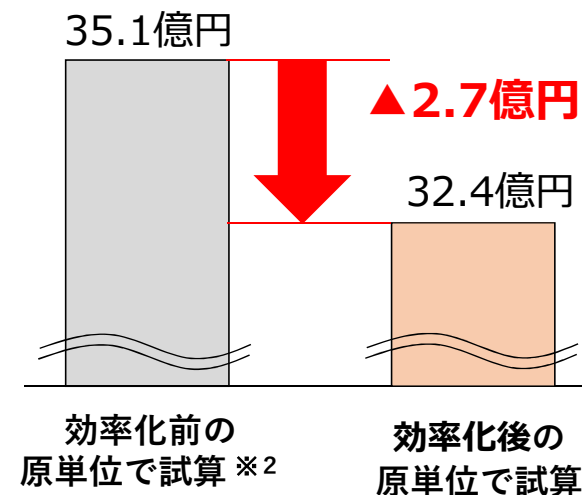
- 平成5年度以降、運転管理の効率化、省エネルギー対策の推進及び小水力発電の導入により動力費の低減化を実施
- 水道水を1 m³送水するために要する電気使用量（=原単位※1）が低減
H5の平均原単位：1.05kw/m³ → R4：0.97kw/m³
- 運転管理の効率化等を実施してきた結果、低減化前と比較し年間約2.7億円の動力費低減（▲7.7%）



運転管理の効率化等による原単位低減

動力費上昇幅の抑制に寄与

動力費（▲7.7%）

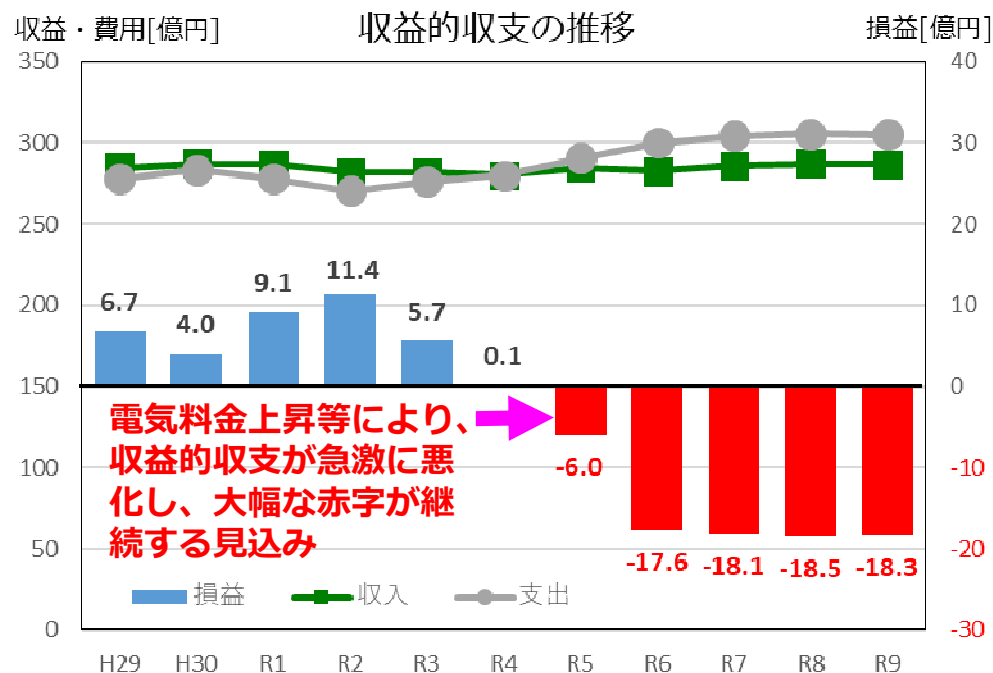


※1：原単位は、前回改定時に未整備であった海水淡水化施設及び水道広域化に係る施設を除き算出した。

※2：効率化前の原単位（1.05kw/m³）で改定期間の電気使用量を試算した場合の金額。

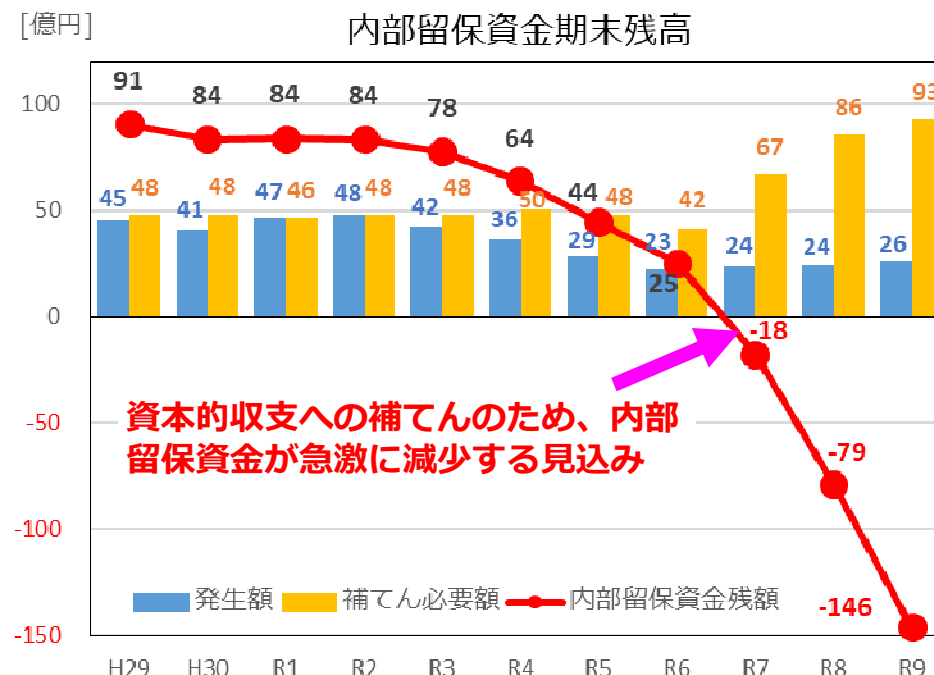
参考資料13 決算の概要と見込み（料金改定なしの場合）

(1) 収益的収支



- ・ 動力費等の費用の増加に伴い、令和5年度は、約6億円の純損失を計上する見込み
- ・ 令和6年度以降も約18億円程度の純損失が発生する見込み

(2) 内部留保資金※期末残高



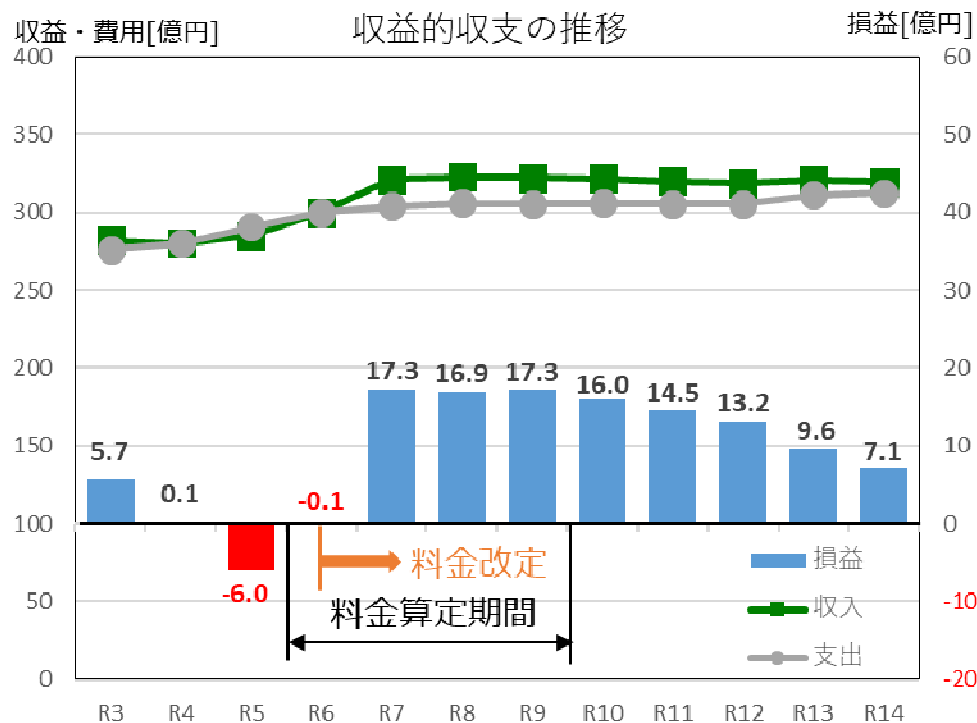
- ・ 緩やかに減少してきたが、資本的収支への補てんのため、令和5年度期末では大幅に減少
- ・ このまま補てん財源が確保できないと令和6年度には著しく減少する見込み

健全な経営を確保し、水道水の安定給水を継続していくため、企業局水道料金を改定する必要がある

※内部留保資金は、収益的収支の純利益と減価償却費等が原資となり、国庫補助金及び企業債とともに建設改良事業費等の資本的支出の財源となることから、内部留保資金が枯渇すると建設改良事業が困難となる。

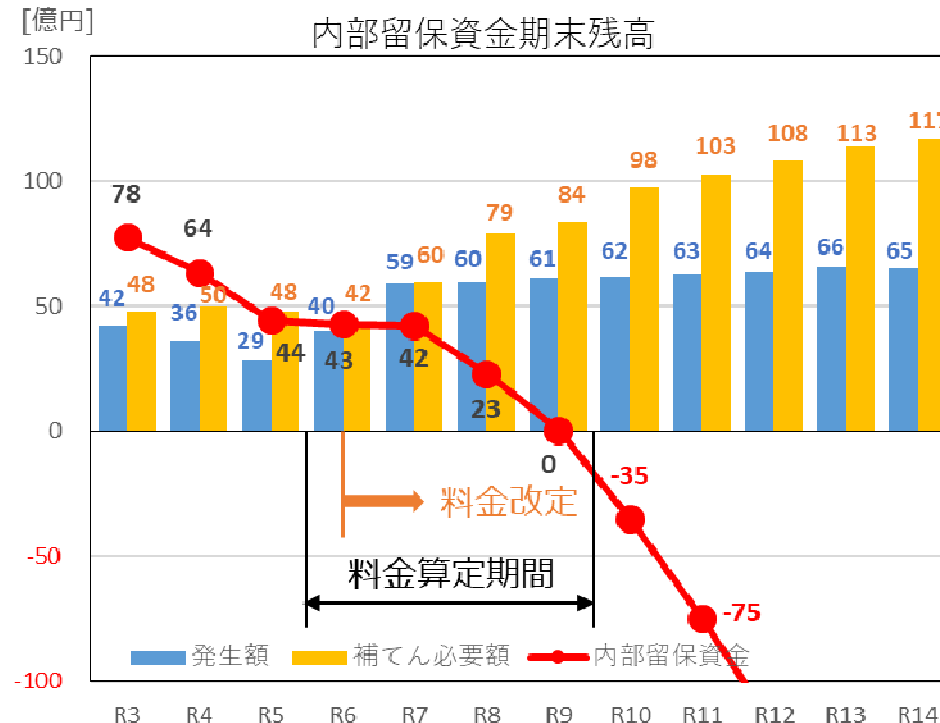
参考資料14 料金改定後の財政見通し（1回：R6.10のみ改定した場合）

(1) 収益的収支



- ・ 令和6年度に料金改定を行った場合、収支は改善
- ・ 令和9年度までは約17億円の純利益があるが、減価償却費等の増加に伴い、年々減少する見込み

(2) 内部留保資金期末残高

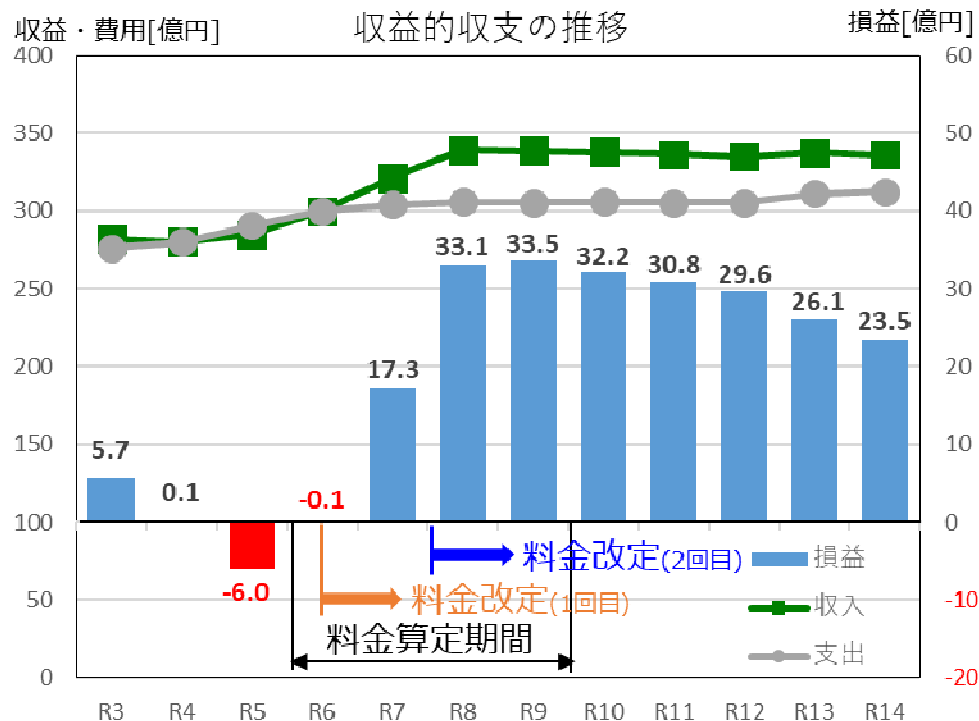


- ・ 料金改定後、令和7年度まで40数億円を維持するが、資本的収支への補てんのため、年々減少する見込み

○ 料金改定により、収益的収支が改善し、内部留保資金は、令和7年度末までは必要額が確保されるが、令和8年度以降は年々減少し、令和10年度には枯渇する。
 ○ そのため、令和8年度に料金改定が必要、また、経営環境の変化に適切に対応し、安定給水を継続していくため、定期的に料金水準の検討が必要。

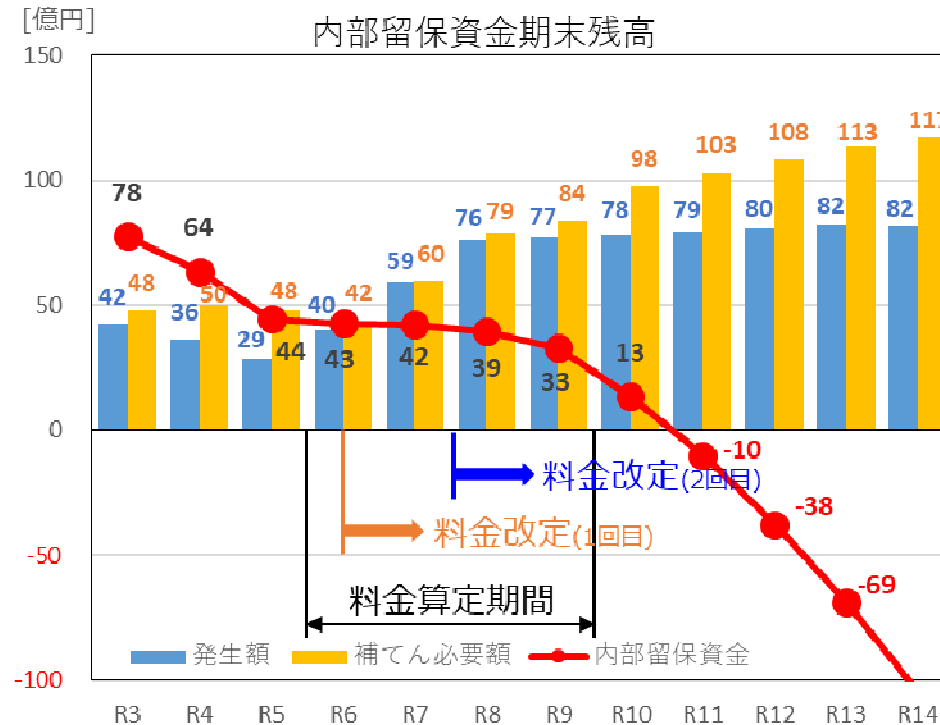
参考資料15 料金改定後の財政見通し（2回：R6.10、R8.4に改定した場合）

(1) 収益的収支



- ・令和6年度に料金改定を行った場合、収支は改善
- ・令和9年度までは約33億円の純利益があるが、減価償却費等の増加に伴い、年々減少する見込み

(2) 内部留保資金期末残高



- ・料金改定後、約40億円を維持するが、資本的収支への補てんのため、年々減少する見込み

- 料金改定により、収益的収支が改善し料金算定期間（R6～R9）に必要な内部留保資金が確保※される。
- 今後は、経営環境の変化に適切に対応し、安定給水を継続していくため、定期的に料金水準の検討が必要。

※なお、R9において最低限度の内部留保資金（R10企業債償還金を補える程度）を維持できる水準

参考資料16 企業局水道料金の推移

○企業局水道料金の推移（消費税等の導入・税率の改正を除く）

実施年月日	料金 [円/m ³]	改定額 [円]	改定率 [%]
昭和47(1972)年5月15日	17.84	—	—
昭和50(1975)年7月1日	35.60	17.76	99.55
昭和53(1978)年1月1日	59.72	24.12	67.75
昭和56(1981)年9月1日	78.92	19.20	32.15
平成5(1993)年6月1日	102.24	23.32	29.56
令和6(2024)年10月1日(予定)	125.24	23.00	22.50
令和8(2026)年4月1日(予定)	135.70	10.46	8.35

※全て税抜き

1 改定期期を先送りすること

- 市町村も条例改正、市町村民への説明等対応が必要となるため、料金改定の時期を先送りしていただきたい。

2 改定料金の圧縮、段階的な改定を行うこと

- 3割程度の急激な料金の値上げは、物価が高騰する中、市民生活等へ与える影響が大きい。
- 一度に大幅な値上げを実施するのではなく、段階的な値上げを行うことで市民生活などへの影響を少なくして欲しい。
- 国の交付金等を活用して、改定幅を縮小させてほしい。
- （一方で）改定額について、一水道事業者としては算出根拠に裏付けられた料金の増額は致し方ない。動力費や建設工事費の上昇に対応するためには必要なことと理解はできる。

3 その他意見

- 離島用水供給に係る費用については本島受水団体からの受水費で賄うのではなく、他の財源（離島振興として県の一般財源等）により負担すべき
- 受水事業者が、料金改定について受益者へ説明できるよう、より詳細な説明資料の提供及び各受水事業者との意見交換を行って欲しい。

第2回経営評価委員会意見（令和5年8月29日開催）

1 料金改定の必要性、改定の時期について

- 経営状況を踏まえると、料金改定の必要性は高く、料金改定を速やかに行う必要がある。
- 令和6年4月の料金改定は、受水事業体の対応期間を考慮し、見直していただきたい。

2 改定額（案）について

- 料金の算定方法及び各収支費目の積み上げの考え方については概ね妥当なものと考ええる。
- 改定額（案）は、受水事業体の経営に与える影響が大きいことから、見直していただきたい。

3 その他

- 経営管理を的確に行い、適時・適切に料金水準及び改定の必要性の検討を行うべきである。
- 料金改定については、県企業局のみならず、県として検討していただきたい。
- 受水事業体への説明を早急かつ、丁寧に行う必要がある。

参考資料19 電気料金高騰に係る国への要請状況

要請者	要請先	要請日	国への要請・要望事項
全国知事会	経済産業省 厚生労働省 内閣府	令和4年 10月18日	実質的な電気代の負担軽減に繋がるよう、国として制度設計を行うこと
地方公営企業 連絡協議会	総務省 財務省 経済産業省 厚生労働省 国土交通省	令和4年 11月9日	電気料金の値上げについて、負担軽減のため対策を講ずること
日本水道協会	総務省 厚生労働省 国土交通省	令和4年 11月29日	政府の行う支援策について、特別高圧を含む全ての電力供給契約を対象とすること
全国大規模水道 用水供給事業管 理者会議	総務省 財務省 経済産業省 厚生労働省	令和4年 12月21日	政府の行う支援策について、特別高圧を含む全ての電力供給契約を対象とすること
沖縄県知事 市長会長 町長会長 企業局長	経済産業大臣 沖縄担当大臣	令和5年 1月27日	国の一律支援に加え、低圧及び高圧受電契約への更なる支援策、支援の対象に含まれていない特別高圧受電契約事業者に対する支援策を講ずること

【特別高圧受電契約事業者支援事業補助金】

- 特別高圧受電施設を有する事業者等の電気料金に対し、県が支援する。
- 財源
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創臨時交付金
 - ・ 一般財源
- 支援内容
 - ・ 令和5年1月～5月：3.5円/kWh
 - ・ 令和5年6月～8月：5.8円/kWh
 - ・ 令和5年9月～12月：3.0円/kWh

支援期間	支援額	備考
令和5年1月～3月	約0.9億円	確定額
令和5年4月～9月	約3.0億円	交付申請額
令和5年10月～12月	約1.1億円	見込額
合計	約5.0億円	

【沖縄県水道広域化施設整備等支援事業補助金】

- 沖縄県企業局が実施する本島周辺離島8村へ水道用水を供給するために必要な費用を県が支援する。
- 財源
 - ・ ソフト交付金（沖縄振興特別推進交付金）
 - ・ 一般財源
- 補助率
 - ・ 9/10
- 実績
 - ・ 離島水道施設データ管理システム設置工事
 - ・ 調査設計業務委託等

事業名	事業費(補助対象額)	補助額
沖縄県水道広域化施設整備等支援事業	約10.3千万円	約9.3千万円
沖縄県水道広域化推進支援事業※	約3.0千万円	約2.7千万円
合計	約13.3千万円	約12.0千万円

※沖縄県水道広域化施設整備等支援事業の拡充前の事業で、支援対象は調査設計となる。

参考資料22 改定料金（案）について

○ 段階的改定額の内訳

<収益的収支>

(収益) 793.1億円		① (総括原価) 793.1億円	
② その他収益 4.7億円	支払利息 27.9億円		
③ 給水収益	④ 現行料金分 631.7億円 102.24円/m ³	営業費用 681.3億円	
		うち、減価償却費等 内部留保資金発生額 168.5億円	
	⑤ 不足分 156.7億円	当年度純利益 (資産維持費) 83.9億円	

項目	算定式	単位	金額・水量	
総括原価	①	億円	793.1	
その他収益相当額	②	〃	4.7	
給水収益必要額	③ = ① - ②	〃	788.4	
給水収益(現行料金)	④	〃	631.7	
給水収益(不足分)	⑤ = ③ - ④	〃	156.7 ←	
料金改定による収入			1回目	2回目
対象有収水量	⑥	億m ³	5.406	3.101
改定額	⑦	円/m ³	23.00	10.46
給水収益 (料金改定分)	⑧ = ⑥ × ⑦	億円	124.3	32.4
	合計 = ⑤		156.7 ←	

○ 改定時期及び改定額別の内部留保資金状況

改定時期	改定額 [円/m ³]	R9期末内部留保資金 [億円]
令和6年10月	33.15	32.9
〃 (今回改定額)	23.00	0.4

R6.10の改定額が23円/m³の場合、内部留保資金が大幅に減少するため、R8.4に2回目の改定 (+10.46円/m³を想定)